明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（**法務**二〇）　一
○介護保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**六四）　二

〔告　示〕

○平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件（**中央選挙管理会**八）　二
○戸籍が滅失した件（**法務**二三五）　五
○ソフトウエア等脆弱性関連情報取扱基準（**経済産業**一一〇）　六
○成田国際空港の施設の変更を許可した件（**国土交通**五四六）　七
○地すべり防止区域を指定する件（**同**五四七）　七
○地すべり防止区域を追加指定する件（**同**五四八）　七
○信号符字を点附した件（**同**五四九）　七
○信号符字を取り消した件（**同**五五〇）　七
○船舶国籍証書は無効となった件（**同**五五一）　八
○船舶国籍証書を無効とした件（**同**五五二）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**東北地方整備局**九四）　八
○道路に関する件（**近畿地方整備局**九〇）　八
○道路に関する件（**北海道開発局**八〇）　八

〔国会事項〕

内閣　財務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

財団、有権者申出方、国営土地改良事業の工事完了、渡良瀬川中央土地改良区連合役員の退任及び就任、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　一〇

会社その他　一〇

省　令

○法務省令第二十号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「百四十二円」を「百四十六円」に改める。

第四条第一項の表中「七二四円」を「七四五円」に、「六八九円」を「七〇九円」に、「六五二円」を「六七一円」に改め、同条第二項の表中「二一五円」を「二二一円」に、「一〇〇円」を「一〇三円」に、「五九円」を「六一円」に、「一九六円」を「二〇二円」に、「九一円」を「九四円」に、「五四円」を「五六円」に、「一七六円」を「一八一円」に、「八一円」を「八三円」に、「四七円」を「四八円」に改める。

第五条第一項の表中「一、九五五円」を「二、〇一一円」に、「一、八五七円」を「一、九一〇円」に、「一、七五八円」を「一、八〇八円」に改め、同条第二項の表中「二一五円」を「二二一円」に、「一〇〇円」を「一〇三円」に、「五九円」を「六一円」に、「一九六円」を「二〇二円」に、「九一円」を「九四円」に、「五四円」を「五六円」に、「一七六円」を「一八一円」に、「八一円」を「八三円」に、「四七円」を「四八円」に改める。

第六条第一項中「の人件費に相当する額」を削り、「次の額とこの額を基礎として算定した場合における健康保険法（大正十一年法律第七十号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の規定により事業主が負担することとされる保険料に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とを合計した」を「次の」に改め、同項の表を次のように改める。

地域別＼収容定員別	二〇人以下	二一人以上
東京都の区の存する地域	四、〇〇二円	三、七五〇円
町田市、国立市、大阪市	三、九二九円	三、六七七円
さいたま市、川口市、八王子市、横浜市、川崎市、古屋市、名豊田市	三、八五七円	三、六〇五円
千葉市、大津市、京都市、堺市、戸市、良市、神奈川、広島市、福岡市	三、八〇九円	三、五五七円
仙台市、ひたちなか市、宇都宮市、甲府市、静岡市、津市、泉佐野市	三、七一三円	三、四六一円
札幌市、前橋市、小田原市、金沢市、富山市、長野市、松本市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、姫路市、和歌山市、岡山市、北九州市、長崎市	三、六四一円	三、三八九円
上記以外の市町村	三、五六九円	三、三一七円

第六条第二項を削り、同条第三項中「第一項の表」を「前項」に改め、同項の表中「一四六円」を「一六九円」に、「一二九円」を「一四九円」に、「一二四円」を「一四四円」に、「一八円」を「一一四円」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とする。